自動車税種別割の課税免除について（社会福祉法人）

自動車を使用する際は以下の点に注意し、制度の主旨に沿った運用をお願いします。

①課税免除の対象となる自動車

社会福祉法人が**社会福祉施設において専らその本来の事業の用**に供する自動車

（秋田県県税条例第１２４条第５項第４号）

「**本来の事業の用**」とは・・・

社会福祉法に規定する第一種、第二種社会福祉事業で、かつ、施設・事業所において、利用者の利便のため直接的に自動車を使用する用務

○施設・事業所の利用者の送迎
○施設・事業所の利用者の依頼を受けて行う用務（生活用品の買い物、預貯金の出納等）
○施設・事業所で利用者が作業するための資材の購入、生産物の納品・販売　など

社会福祉法に規定する公益事業は課税免除の対象とならないほか、次に掲げるものも対象とはなりません。

ここが Point

×職員（嘱託医）の送迎
×各種会議、関係機関との打ち合わせ、職員研修
×施設・事業所の維持・管理用務　など

②実態調査

課税免除が承認された自動車について、本来の事業の用に使用されているか定期的に調査しています。調査の際には使用状況を確認しますので、**運行日誌に用務先・用務内容を具体的に記載し、その内容が証明できる記録を適正に管理してください。**

なお、運行日誌に不備がある場合、用務内容の実態を証明できない場合、用務内容が「本来の事業の用」であると確認できない場合は「本来の事業の用」以外の用務であるとみなします。

（１）承認継続

承認された自動車が**専ら**本来の事業の用に使用され（**全運行のうち、本来の事業の用に供する運行の割合が概ね 80%以上**）課税免除の要件を満たすと判断された場合は、承認を継続します。

（２）承認取消

要件を満たさないと判断された場合は、承認を取り消し、自動車税種別割を納付していただきます。（後日、「課税免除取消通知書」及び納税通知書を送付します。）

③留意事項

○　法人の名称・使用施設・使用用途等の変更や車をリースアップした場合は、改めて申請手続きが必要です。（何も変更がない場合は手続き不要です。）
○　課税免除承認後に自動車の車検有効期間が切れた場合、本来の事業の用に供していると認められないため課税となります。（リース契約の車両も同様です。）

〒０１０－０９５１　秋田市山王４－１－２
秋田県総合県税事務所　課税部　課税第四課
ＴＥＬ　０１８－８６０－３３３９